

平成28年3月相模原市教育委員会臨時会

日 時 平成28年3月31日(木曜日)午後2時30分から午後3時28分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第37号) 相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申につ
いて(学校教育部)

4. 閉 会

出席委員(5名)

委 員 長 永 井 博

委員長職務代理者 大 山 宜 秀

教 育 長 岡 本 実

委 員 田 中 美奈子

委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 笹 野 章 央 学 校 教 育 部 長 土 肥 正 高

教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長 鈴 木 英 之 教 育 総 務 室 担 当 課 長 杉 山 吏 一

総 合 学 習 セ ン タ ー 所 長 齋 藤 嘉 一 総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長 宮 坂 賀 則

学 校 教 育 課 長 江 戸 谷 智 章 学 校 教 育 課 担 当 課 長 松 田 知 子

学 校 教 育 課 担 当 課 長 小 泉 勇 学 校 教 育 課 指 導 主 事 古 屋 礼 史

青 少 年 相 談 セ ン タ ー 担 当 課 長 鎌 田 裕 子

事務局職員出席者

教育総務室主査 萩生田 成 光 教育総務室主任 齋 藤 竜 太

開 会

永井委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから相模原市教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、田中委員と大山委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申について

永井委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 37 号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申についてを議題といたします。

今回の答申については、去る 3 月 25 日に相模原市子どものいじめに関する調査委員会より答申がされ、その後、教育委員にも報告がありましたが、事務局の方で補足等がございましたらお願いをいたします。

土肥学校教育部長 お手元でございます、相模原市子どものいじめに関する調査委員会からの答申内容につきましてご説明申し上げたいと思います。

この答申は、平成 25 年 11 月に当時中学 2 年生の男子生徒が自宅で自死を図り、搬送先の病院において死亡した事案につきまして、平成 27 年 2 月に教育委員会から第三者機関であります相模原市子どものいじめに関する調査委員会に諮問し、平成 28 年 3 月 25 日付で教育委員会に答申されたものでございます。

恐れ入ります、2 ページをご覧くださいと存じます。

調査委員会への諮問事項でございますが、この事案に係る事実関係、特に学校に関わること、並びに学校及び教育委員会の今回のような重大事案の再発防止に向けた今後の取組

につきまして諮問したものでございます。

恐れ入ります、3ページをご覧いただきたいと存じます。

調査委員会の開催状況でございますが、平成27年3月24日から平成28年3月15日までの間に12回開催されております。

5ページをご覧いただきたいと存じます。

第3部 調査で明らかになった事実でございますが、5ページから10ページにかけて、当該中学校及び当該生徒に関する記述がされており、その中では、5ページの(2)生徒の状況についてに記載されておりますように、当該中学校の平成25年度児童生徒の問題行動等調査では、いじめが20件報告されておりますが、当該生徒がかかわったものは1件も認知されていないことが記載されてございます。

7ページをご覧いただきたいと存じます。

7ページ下段からは、当該生徒に関する情報が示されておりますが、恐れ入ります、8ページをご覧いただきたいと存じます。

上段に書かれておりますとおり、母親からは発達障害の疑いがあることを教員に広く伝えることを望まなかったこと、また当該生徒が在籍したクラスの状況、こうしたことが報告をされております。

11ページから20ページにかけては、今回の事案の経過が、小学校に就学の時点から記述されており、その中でゴシック体で表記されているところが、行為がある程度具体的、攻撃的と認められ、かつ本人が苦痛を感じたと推認されるとして調査委員会がいじめと認定したものでございます。

恐れ入ります、21ページをご覧いただきたいと存じます。

4、いじめの存在として、いじめの定義とその意義などが記述されております。

24ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の(ウ)留意すべき点では、特に周囲の生徒達とのトラブルが多い生徒については、たとえ個々のトラブルについてみると双方でやり合っている、結果としてその生徒においては苦痛が累積することに留意し、当該生徒並びに周囲の生徒に対し適切な指導・援助を行う必要があると指摘されております。

27ページをご覧いただきたいと存じます。

第4部 重大事態に至った要因、背景と学校の対応では、原因動機の背景要因である、学校的背景、家庭的背景、個人的背景の3領域の内、学校的背景についての検討結果が記

述されております。

29ページをご覧いただきたいと存じます。

中段に示されておりますように、ク、個人特性への学校側の配慮では、障害への配慮が十分であったとはいえないとし、障害を伝えられながら、障害に配慮した適切な対応がなかったために、2年次ではさらに負の方向に特性を助長し、二次的に自己破壊衝動を高めた可能性があるとして指摘されております。

31ページをご覧いただきたいと存じます。

ケ、家庭との関係では、相互の対応の詳細は不明であるが、家庭が当該中学校に対し強い不信感を抱いていたことは、母親が明言しており、円滑ではなかったと指摘されております。

恐れ入ります、37ページをご覧いただきたいと存じます。

当該中学校の対応の小括といたしまして、特定の生徒において周囲の生徒とのトラブルが多発しているのであれば、当該生徒の非の大小を問わず、当該生徒において累積したであろう苦痛に目を向けるべきであり、そのためには教員相互間の情報共有が重要であると指摘されております。

40ページをご覧いただきたいと存じます。

下段部分に保護者と当該中学校との関係につきまして、個々の担任の資質、努力に依存した対応ではなく、組織的な対応が望まれると指摘をされております。

41ページをご覧いただきたいと存じます。

(4)専門的知識の活用につきまして、下段部分の小括におきまして、どうすれば情報と専門的知識をつなげることができるのか、学校、市教育委員会は本件から十分教訓を汲み取り、同様の事態の再発を防がなければならないと指摘されております。

42ページをご覧いただきたいと存じます。

様々な角度から行った調査の結果、X本人が自死に至ったことに関する調査委員会の見解として、次のことが指摘されております。

一点目は、周囲の生徒からの心理的、物理的な攻撃により、当該生徒が苦痛を感じていたと認めるべき事態(すなわちいじめ)は複数認められた。

二点目は、生徒らが、お互いのことを理解し得ない状況下で発生したトラブルの中に、本人から見ると、このような行為が存在したと捉えられる。

三点目は、教員らは「喧嘩両成敗」的な指導を行い、あるいは当該生徒を問題視するこ

とがあったが、当該生徒の苦痛あるいは苦痛の累積については、特に留意されることはなかった。

四点目は、多くは部活動内でのトラブルであり（２年次４月までに集中）、退部以降、問題視される事案は少なくなった。一方、自死行為は２年次１１月であり、いじめだけが自死の原因であるとは断定できない。

五点目は、当該生徒の内面では「誰も自分のことを理解してくれない。」という感情が次第に増幅し、抑うつ的な状態に陥った可能性は考えられる。

六点目は、保護者の学校に対する信頼が損なわれていたにもかかわらず、学校はこれを回復するための方策をとらなかったことから、母親が把握していた当該生徒のＳＯＳのサインは学校側に伝わっていなかった。とし、仮に当該生徒が何らかの個人的背景、家庭的背景を有していたとしても、学校として組織的に苦痛及びその累積に留意していれば、これに基づき様々な対応（担任以外による面談実施や家庭連絡、専門家の関与等）を取り入れたと考えられる。

学校がこうした対応を行っていれば、当該生徒の苦痛を軽減し、自死を防ぐことができた可能性は否定できないと指摘されております。

４３ページをご覧くださいと存じます。

第５部、再発防止のために必要な対応策といたしまして、１、当該中学校におきましては、（１）教職員のいじめ観につきまして、教員一人ひとりの「いじめ」のとらえ方の再確認が極めて重要であることが指摘されております。

下段の（２）外部機関との連携についてでございますが、恐れ入りますが、４４ページの中段をご覧ください。

４４ページの中段でございますように、外部機関との積極的な連絡を可能とする仕組みを構築すべきであることが、また、（３）専門知識に欠けたままの対応につきましては、学校全体で発達障害等に対する知識や様々なトラブルに対して、個々の対処法を検討する研修の機会を持つべきであることが提言されております。

（４）家庭とのコミュニケーション不全では、４５ページの文末でございますように、学校と家庭双方に認識の隔たりをなくし、家庭とスムーズなコミュニケーションの場を構築すべきであることが提言されております。

恐れ入りますが、４９ページをご覧くださいと存じます。

市の教育委員会の再発防止策といたしまして、（４）施策の検証・改善において、平成

25年度から改善を図ってきたいじめ防止に係る施策等が効果的に機能しているのかについて、十分に検証していくことが必要であることが提言されております。

また(5)の専門家の活用についてでございますが、50ページをご覧いただきたいと存じます。

上段に支援教育指導員制度について組織的な改善を求めることが提言されております。

最後には、医療関係者等関係機関の各種専門家の積極的な協力を求め、本事案のような不幸な結果を再度起こさない対策の実現に向けて、市と学校、保護者・地域住民らが一丸となって「子どもの命を守る取組」に努力していくことを願うと提言されております。

以上答申内容につきまして、ご説明申し上げました。

なお、3月29日に調査委員会により、答申内容につきまして記者会見が行われております。

本日ご審議いただきたい点についてでございますが、再発防止のために必要な対応策についてでございます。それぞれの立場でご意見を賜りたく存じます。

以上でございます。

永井委員長 それでは、本日は今回の答申を受け、今後の対応策と今のお話にございました対応策等についてのご意見を各委員からお伺いをしたいと思います。

具体的な方法、対応方法については、ここで出た意見を整理した上、次回、再度審議することでいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、ご意見等ございましたらお願いいたします。

福田委員 本件の一番最初のところに出ておりますように、平成25年11月に、こういう自死という非常に残念なことが起こったわけですが、その後の動きが、平成27年1月29日ということになって、かなり隔たりがあるということが1つわかるかと思うのですが、そのことについて45ページの中段、アのところに調査の段階について書かれているのですが、平成26年2月ごろには父母の学校に対する不信感が顕在化し、市教委の面談が実施されているというようなことが書かれておりますが、この間、教育委員会、学校教育課等でどのような形で対応してきたのか、その辺のところをもう少し補足していただければと思います。

江戸谷学校教育課長 調査に時間がかかったということについての理由でございます。

事案が発生しました平成25年11月初でございますが、学校も教育委員会も自死に

つながるような重大な事案というような受け止めがございませんでした。また、保護者からの要望に沿いまして、自死であることを伏せて、病死というような取り扱いの中で調査を行い、その調査結果等につきまして保護者に示してきておりました。平成26年9月に、お母様から自死を公表して再調査を行ってほしいというご要望をいただきましたので、同学年の子どもたちを対象に調査を開始したわけですが、実はちょうどその時期に子どもたちが受験期に差しかかっておりまして、保護者と相談の上、受験終了後に再調査をとということでご了解をいただきました。平成27年1月に改めてお母様の方から、弁護士を通じて調査委員会の調査を求める意見書をいただいて、改めて調査委員会が発足したというのが流れでございます。

自死があった直後の対応ということにおきましては今申しましたように、保護者からそういった病死というような扱いの中で動いておりましたので、基本的には学校長による教職員に対する状況の確認であるとか、当該クラスによってアンケートの調査、もしくは聞き取りなどが主体となった調査ということで、基本的には自死を伏せた中で調査が行われていたということでございます。

また教育委員会といたしましても発生直後から全教職員に聞き取り調査を行い、あわせて子どもたちへのアンケート等も実施をしてきたというような状況でございます。

あとは調査委員会そのものが1年間に及んでいるということもありますが、ここについては、ちょっと私どもの方でご意見が述べられるものではないかなと思っておりますが、丁寧な調査委員会の中での聞き取りであるとか、協議が行われていたものと認識しております。

田中委員 ただいまのご説明で、最初そのことが起きたときと、状況が変わってのこの調査が始まったということで、その間もアンケート調査などをしていただいているということで、学校側が子どもたちにはわからないように、対応していただいているということがわかったのですが、そのアンケート調査によって、その時に何かこのいじめに繋がるというものが拾えたのでしょうか。

江戸谷学校教育課長 ご本人の調査結果等も学校の方に保管があったようでございますが、その中には、直接本人からいじめを受けたというような訴えはなかったということをお聞きしております。

田中委員 お母様の方から再調査をしてほしいという、お気持ちの変わった部分というのがあったと思うのですが、そのお気持ちの変わった中では、きっと何か思い当たるという

か、何かがあったと思うのですね。

答申書を見せていただくと、どうも学校の方に不信感を抱いてしまったというところがあったのですが、そういうとき、学校、担任の先生が対応されていたのだと思うのですが、なかなか担任の先生との関係が良好でない、うまくいかないときに、学校としてはどのような対応をされていたのか、教えていただけますでしょうか。

小泉学校教育課担当課長 今ご指摘のように、担任の先生と保護者の関係がうまくいかない時期がございました。その時期につきましては、生徒指導担当の先生とかと担任の先生が相談はしていたのですが、やはり結果的には本人へのかかわりは丁寧に見ていた部分もありましたが、正直に申しまして、保護者との関係につきましては信頼関係が得られない状態のままということがございました。

田中委員 なかなか保護者が不信感を抱いてしまうと、いろいろな、こちらがよかれとされていて、保護者に意見というかご助言をさせていただいてもなかなか受け入れていただけないということがきっとあったのかもしれないと思われるのですが、そういう場合に例えばほか、そこが無理ならじゃあほかの機関でとか、何かそういう保護者との窓口になるような、そういう仕組みというのはあったのでしょうか。

江戸谷学校教育課長 一般的に担任と、また保護者との間で、十分なコミュニケーションが図れないような場合につきましては、学校は当然組織で動いておりますので、学年主任であるとか、または教務主任、もしくは管理職であるとかという繋がり方も、まずはございます。

それから学校そのものということになりますと、当然、教育委員会に直接お話をする場面であるとか、もしくは学校カウンセラーであるとか、様々な外部機関に保護者の思いとか声を訴える場面というのを、どういった形であれ、学校から紹介をするということもあるのかなとっております。

田中委員 そうしますと保護者の方は、例えば学校の方に相談ができないというところで、どこかにそのことについて相談に行かれていたのでしょうか。そういうことはあったのでしょうか。

古屋学校教育課指導主事 お母さんの方が、例えば私たち教育委員会の方に相談をしていらっしゃるという記録はございません。

田中委員 ないのですね。

古屋学校教育課指導主事 ええ。ほかにカウンセラーへの相談であるとか、そういったこ

とも含めて、十分話ができる状況であったかという、そうではなかったというような認識はしております。

大山委員 今の田中委員に関係するのですけれども、一般的に、やっぱり保護者の方と窓口が遮断されるケースというのは、多分あると思うのですよね。今、学校教育課長の方からお話があったように、一般的な手立というのは幾つかあったのですか。このケースについて、例えば学校内でケースワーカーが動いたとか、あるいは上級の教頭先生だとかが動いたとか、そういう組織で動いたという跡はあるのですか。

江戸谷学校教育課長 結論から申しますと、この事案に特化して外部機関がかかわったということはございません。ただ当該校では、支援にかかわるお子さんたちが比較的多くございましたので、支援教育指導員が、学期に1、2回程度でございましたけれども、観察をしている記録がございました。またその中に、この当該のお子さんに対する状況みたいなことも報告はいただいております。

永井委員長 印象的な言葉が幾つかあるのですが、いわゆる苦痛の蓄積という。太字になっているところを見ても、時期的に離れていたり、相手が違う子どもというのでしょうか、生徒だったりということで、ややもすると全く別な事件というか、毎日の日々の子どもの活動とも捉えられるのですが、それをここでは苦痛の蓄積があり、そのことがというような表現があります。そうなのかと私は理解をするのですが、いじめは随分長い時間、報道でも取り上げられていますし、それから新しいところでは大津の事件がありました。その後、事件がそれこそ重なっていて、一番新しいところでは、いじめ防止基本法、平成25年でしょうか。その辺に策定されたなんてことで、この43ページの表現に、「教職員一人ひとりのいじめの捉え方の再認識が極めて重要である。」こういう表現があります。学校の現状は、各学校でいじめ防止対策を作ったりということで、かなり意識が進んでいるものと承知しているのですが、その辺の現状といいますか、学校によって様子が違うかどうかわかりませんが、お話しいただければと思います。

小泉学校教育課担当課長 今、委員長ご指摘がありましたように、平成25年の9月からいじめ防止の方針が国で出されまして、本市におきましては平成26年から全ての学校において、学校基本方針を策定したところでございます。どの学校もその中では組織的な対応が図れるような組織化、それから未然防止等の取り組みについて、また、事案が発生した際の組織的な対応について記載をされているところです。

大山委員 この報告書を拝見しました。いじめの問題が起こって、時間的経過が経って、

こういうときの今のような体制になってきたのですけれども、2、3年前にいじめフォーラムというのがございまして、そのときに文部科学省から技官が来まして、講演をなさった。その後、パーソナルコミュニケーションといいますが、いじめの問題に発達障害を持つ児童・生徒がどのくらいの関係があるのかということをお尋ねしてみました。この割合というのは、まだ公表できないのだけれどもという、パーソナルコミュニケーションですから、確か60、70%のかなり高率で、やっぱり発達障害の事例が関係しているのが多いというような話を聞きまして、今回の事例がこういうケースになったのですが、やはり今後いじめ対策の中に、発達障害や支援教育の充実というのを図る必要があるのではないかと思います。

確か教育委員会でも、新相模原支援教育推進プラン中期改訂版ということで、平成26年3月に発刊されて、この中の内容というのは、まさにこの第三者委員会でもって提言として出してあることがこの中に全部盛り込まれているのですが、具体的な方策がまだ十分でないということだと思うのですよね。この推進プランに、確かに就学前からの教育というのは、入学相談への道筋だとか、それから入学してからのほかの機関と発達障害者支援センターとの連携だとか、その辺を全部うたってございます。

ですから、今回の調査委員会の提言としては、これにもう盛り込まれていると、私は後から読んで振り返りました。結局、具体的な策というものがまだ現実に動いていない。それからあとは、教員に対する教育ですよね。発達障害に対する教育だとか、その辺の充実。これもむしろ一般的な話の講演の内容は、多分わかっていると思うのです。Q & Aというような形で、この事例に対してはどうしたらいいかといったところをもっと、もう少し具体的に踏み込むといいのではないかと。それからもう1つ、教育委員会の中で、私ども、精神科のネットワークということで提言をいたしまして、その企業が結局、北里大学病院の児童精神科医療学の中の電話相談という形で生きたきたのです。まだ周知が足りなくて、昨年あたりから本格的に稼働しまして、多分、こういったいじめの問題、発達障害の問題、現場の教諭から電話あるいはメールでもって相談できるということで、ぜひ、そういったことを活用できれば専門的な意見を聞くことができるのではないかと。幾らでもやっているのですが、まだ十分に受け入れていないところがあるのではないかなということ、報告書を読み思いました。幾つか実際に教育委員会で行っているのだけれども、結果いじめは出ているというようなことを感じましたので発言いたしました。

田中委員 発達障害があつてというところで、新相模原市支援教育推進プランということ

でやっていただいているということはすごくわかったのですが、その中で、発達障害に対する保護者の理解というところが、まだまだ至っていない部分があると思うのです。

それから、これを見せていただいたときに、子ども同士で「お前は障害者だ」とか言い合っている。その周りを囲む人たちの理解というのは、少なくともやっぱり必要だったのではないのかな。それが大人ではなくても、それが障害とかいう、この子がこういうことがというところで何か周りの子たちが理解する部分というのが、本来はもう少しあってもよかったのかなと思います。

この事例に関係なく、変な言い方ですけども、だんだんもしかしたらなんていうことがあると思うのです。先ほど大山委員からもありましたけれども、子どもを持ったときから、やっぱり親としてそういうことがあるかもしれないということは、伝え方いろいろだと思うのですけれども、ちょっとあれおかしいなと、うちの子はこのところがこういうところがみんなと違うなと思ったときに、すぐ相談できるシステムがきっとあるのですけれども、それが保護者がわかっていないというのと、それがあることがだめとってしまう認識不足というか、そういうことがきちんと理解、受け入れられることによって、いろいろな対応ができてくると思うのです。

それは子どもたちにもそうで、子どもたちにはじゃあ教えなくていいかということではなくて、子どももいずれ大人になっていく中で、やっぱりそういうことがあるのだということを知るといことはすごく大事ですし、それがだめなのかということではないと思うのです。だめではなくて、じゃあどうしたらいいかというのが、その支援になってくると思うのです。そこを、何か周りがやっぱりみんな理解して、この場合もコミュニケーションが取りにくかったというのは、親御さんの方でもいろいろなことがあったとは思いますが、その1つとして、やっぱり発達障害を抱えているというところが、もしかしたらもう1つのコミュニケーションが取りにくい原因だったのかもしれないのですけれども、そういうことも周りの方も理解しながらうまくやっていけたら、もしかしたら保護者の方がうちの子ちょっとこうなのだけどもって、学校以外のところでも気軽に言えたりとか、何か理解者がもう少しいたら、ちょっと違った形、それはもうたれば言っても仕方ないのですけれども。今後の策として、やっぱり横のつながりとか、そういうものもきっと、子育ての中では大事なことなのだろうなと思うので、そういう環境づくりというか、あとは親になるときに、やっぱり全てを受け入れられるような、何か啓発というものも必要かと思います。先ほど大山委員にもお話を聞いていただいたら、今は保育所とか

幼稚園でもそういうことをやっていますよというお話だったので、これから少しずつまた変わってくると思うのですが、継続して、それを受け入れられるような親の覚悟というかね、そういうどこかで何かできるような機会があったらいいのかなと思いました。

やっぱり、昔はもうちょっと親戚が近くにいたりとか、気を使わないでというか、言ってくれる人がそばにいたりとかあったと思うのですけれども、今なかなかそういうことも難しく、更に、このいじめの定義が、受けた方がいじめられたと思っただけでいじめとなったときに、言ってあげたいけれども、こんなことを言ったらなんて思われるのだろうと思うとなかなか言えない環境になっていると思うのです。そういう中で、じゃあ親として、どこをどういうふうにオープンにして皆さんにわかっていただくとか、そういうのは、なかなかできないと思うのです。

なので、何かそれがやっぱり地域だったり、学校だったりの中でできる環境であるといいなと、私は凄く思いました。

大山委員 田中委員の言われた延長なのですから、やっぱり先ほどの支援教育推進プランで掲げているインクルーシブということ、まさに田中委員がおっしゃったことなのです。周囲の理解、それとやっぱり本人、保護者の理解、こういったものがあって、こういうプランも成り立つのだと思うのです。

それから今、発達障害者啓発週間として、市全体として発達障害の理解に努めるよという週間ということを行っているのだと思うのです。そういったチャンネルを通じて、やっぱり一般の方々に、一生懸命浸透させていくということが大切であると考えます。

それから、先ほど田中委員が言ったように、乳幼児の段階から、健診の中で、そういった可能性のあるお子さんというのは、やっぱり指導していこうと、いろいろやっていこうという検診のシステムもできつつあるのです。

ただ、保護者の方としては、受容するという立場がなかなか難しいのです。ですから、専門職から一方的に言って、これが理解を得られるかという決してそうではない。子どもが入学してから、やっぱり発達障害とか、その辺に気づく保護者がやっと受容するという段階が現在の段階なのです。そこでやっぱり支援教育のシステムをつくっていく、これが今回のことにも根幹として繋がってくると思うのです。

福田委員 43から44ページにかけて、対応策としてまとめられているのですけれども、まずやっぱりいじめというものが累積していく、あるいは集積していく。こういうことに対する捉え方と対応ということについて、まず学ぶ必要があるかなということがあります。

それと、先ほどの発達障害ということについて、理解だけではなく学校教育の現場では、やっぱりどのように指導していくのか、どのような対応を求められるかについて、もっとリアルな研修といいますか、ロールプレイング等を通してやっぱり学んでいくということが必要だろうと思われます。

当該学校では、いじめ防止対策委員会というのが、平成26年に本市の方針の中でつくられたと思うのですが、本来であれば、そういうところで当該学校で出てきた課題について、市の全体の学校の中でも共有して行って、そういう特別支援のあり方について考え、特別研究実践事業等もありますし、そういうところでも取り上げながら、先生方への啓発また父兄への啓発を進めていくようなことも必要だったかなと、今考えているところです。

あと、保護者との関係が非常にまずかったということが特筆されております。保護者との関係改善ということに関して、ちょっとさじを投げていたような節もあるかと思うのですけれども、例えばPTAの中でやっぱり、ちょっと相談できるとか、本当はPTAはそういう問題も扱っていくべきところでもありますよね。

だから、ちょっとその面についてはお母さんが伏しているとか、心を閉ざしているような面もあったかのように思えるわけなのですけれども、ただ、すごく心配していると思うのです。大体心配になるというのは、すぐパーッとどこかに行くようなのは軽症的なもので、本当に重いものというのはなかなか言うに言えない。だけれども、やっぱりどこかで受け止めていく場というのが、学校と家庭以外の地域の中にも必要ではないかと思ひます。

このお母さんにとってみればどこにどう言っていっていいのかわからず、ちょっと相談するような場があればと思うのです。

まずやっぱり、ここに出てきたことの中で、私たちが考えなければいけないのは、やはり学校と家庭、保護者との関係というものをもう少し密にして、家庭と学校と一緒にやらなければ、特別な支援などはできないわけです。うちではこういうふうに行っている。学校ではどうですかというようなことがなければ、単純に知り合っただけ情報だけ交換しても、この子は救われるということは多分ないと思うのですけれども、やっぱり本当に協力し合っって子どもを育てていくというような姿勢をつくっていくというために何が必要なのか。あと地域の中に、もう1つ第三者的な相談の場みたいなものをつくることができないのかということ、ちょっと考えさせられました。

田中委員 今ちょうどPTAのお話が出たので、まさしくPTAって学校を支援する子どもたちのためにとやっているのですけれども、そもそもは、やっぱりお母さん、お父さん

たちのネットワークづくりだと思っています。いざというときに、助け合おうねというところだと思うのですが、その中で保護者と先生も入っていらっしゃる。やっぱりその連携をうまくつくっていくことで、何かできるのではないかなと、いつも思っています。

ただ、今はやっぱり役員をやる、委員をやるということがメインになって私はやりたくないのという、ちょっと避けられる傾向があるのですが、本当だったら、やっぱり保護者同士が仲よくなる中で、ちょっと相談できる友達を得て、「ちょっとうちどうだろう。こういうことで困っているのだけれども」と、ちょっと相談できる場があると、「あらそうなの。うちもそうなのよ」なんて話もできるし、あとは「それだったら何々先生に相談してみたらどう」とか、何かできると思うのです。

ご自身で抱えこんでしまうと苦しくて苦しくて、どうしていいかわからなくなって暴走してしまうとかということもたくさんあると思うのです。教育現場で本当に困った子は、保護者の方もきっと困っていて、どうしていいかわからなくてというところがあると思うのです。

本来は、そこが学校に直接ということではなくて、どこか地域とか家庭とかの中でワンクッション置いて、それだったらちょっと学校に相談してみようかなとかなっていくべきものだと思うのですが、今その部分が希薄になってしまっている。

やっぱり、その抱えているものが、大きければ大きいほど相談しにくい。でも、もしかしたら、それはその人にとって、今大きいことかもしれないけれども、相談することによって、そんなに大きいことではないのだと気づくきっかけというのも結構あると思うのです。

考え方によって、これだけあると、まだこんなとか、いろいろあると思うのですけれども、そういう切り替え方ができるような、何か周りの人間関係づくりが、PTAも、PTAというと本当に役をやっている人だけがPTAみたいに見えるのですけれども、実は全員、皆さんがPTAであって、その中で何か本当に困った人が困ったなと言えるような場所であってほしいなというのが、すごく思います。

本当にそういう関係づくりをつくるために、多分いろいろな行事とかをやっているのではないかと私は思うのですが、なかなかそこまで、ほかにやっていない方たちが理解をしていただけないという部分もありますし、何か本当にその辺のコミュニケーションというところでは、やっぱり普段からの、そういうものが必要なのかなと思います。

福田委員 それともう1つは、子どもたちが気づいていたり、あるいは子どもたちに迷惑

的な活動がなされていたりというようなこともあり得ると。そういう子どもたちの声を吸い上げていくというようなところも必要です。あるいは、誰が加害者なのか被害者なのか、双方が加害者であったり被害者であったり。学校とか、子どもの集まりは本来はそういうものですよね。やったりやられたりということを繰り返しながら行くわけですから、全部をなくしてしまおうと思って、見守りが見張りになってしまったら、多分この学校は、また一層悪くなると思います。

そういうところをご理解いただくためにも、やはり保護者との関係、またPTAの中でも、何かそういうことで相談というか、何か声が上がるように。また、この学校でPTAのこのことに関して何か動きがあったかどうかについては、ちょっとここではわからないわけですが、やはり、こういうことを1つ教訓にして、なるべく話し合えるような場等にしていくような、そういう活動も必要かなと思います。

田中委員 やっぱり、発達障害に対する理解ということが、すごく大事だと思うのです。やっぱり、障害という言い方がどうなのでしょうということなのだと思うのです。今、発達障害、学習障害、いろんな障害とつくものがある、一時は障害の障を書かないとか、いろいろ配慮がありました。

福田委員 気になることを言ってくださいとか。

田中委員 言い方もそうなのですが、それを言われたときに、多分、保護者の方がその障害というものに対する意識が、やっぱりいけないことというか、思ってしまうのではないかなと思うのです。決して、いけないことではないのです。と思っています。私は。なので、その辺の根本的な理解というか、それがあったからだめではなくて、それがあつたら、じゃあどうすればいいかということは、専門的なところでわかるのよという、何かそういうことの情報を得られるような、言い方なのでしょうね。やっぱりこういうところが気になるので、ご相談しませんかと、そういうふうになっているはずだと思うのですけれども、何か言われたからだめということではないというところの認識を、どこかで教えてあげたいというか、伝えたいというところもあるし、それを抱えている人だけではなくて、周りの人たちが、やっぱりどうしていいかわからないでいると思うのです、そういう対応に。だから、そういうときはこうなのよ、うちの子はこうなの、ごめんなさいね、こうしてもらえとか、気軽に言える関係づくりも大事だし、受け手がどう感じるかで随分違うというのは、本当にそこは大事で、先ほども委員長からもお話ありましたけれども、いじめって、今の定義だと、受けた方がいじめられたと感じればいじめになるのだけれど

も、小さいときは本当にたくさんあると思うのです。いじめではなくていじわるというところで、やっぱり人間て欲深いですし、いろいろな意味で、いろいろな感情を育てていくためには、やっぱり人に対してうらやましいと思ったり、好きな女の子、男の子にちょっかい出してみたりするのは、いじわるするためにやっているわけではないけれども、受け手がいじわるされたとなったら、いじわるになる。でもそうしたら、いじめになりますかということだし、この定義で言ったら、何もできなくなってしまうのではないかと思うのです。

本当に人間関係をつくっていかなくてはいけない大事な時期に、全てをいじめという定義で片付けてしまったら、これは本当に人間の進化というか、発達に大問題が起きるのではないかなと思います。

もちろん本当にいじめ、何かがあったときは対応しなくてはいけないのですけれども、だからその見きわめ方って本当に難しく、ここの学校での対応を見ている、何か喧嘩両成敗、両方に原因があったよというのが一般的だと思います、私は。どちらかだけに原因があるということはないと思うのです。

なので、対応としては、これ以上のことはとってしまうのですが、でも、やっぱりその辺をきちんと子どもたちに認識させる。子どもだけではないですよ。それを取り囲む大人が煽っていると思うのです、何でも。だから、大人たちの意識もどこかで変えていかなくてはいけないのだろうなと思います。

大山委員 医療にいる立場から申し上げたいのですが、報告書の44ページ、上から4行目です。本件事案において、校医、主治医、その他医療機関の関与について、聞き取りに応じた者からは一切話題として出てきていない。これは今回の事例につきましても、すごく重要な事項だと思うのです。

このことに関しましても、先ほど申し上げました相模原市の支援教育推進プランにも書かれております。その中心にある支援教育から医療、療育間との連携と書いてあって、ここに医療機関も入ってくると思うのです。

私が申し上げたいのは、今、療育センターの充実ということで、陽光園の改築及び機能の充実を図るための整備検討委員会を立ち上げております。新たな療育センターにおいて、診療所機能を持たせようというのが、今、最重要検討事項になっています。これは就学前の就学指導委員会に諮る前の段階として、やっぱりその子のお子さんに対する診断をして、そして相談、判定、就学指導委員会に諮るにあたり、そのための診断書の発行機能を持た

せること、見立てですね。まず見立てをして、それから次にその子の経過観察をする、あるいは治療をするという意味で、継続性が必要なわけであって、療育センターではそれが行えませんので、やっぱり診療所とか大学病院だとか、専門医療機関につなげるという大きな機能があるのです。これが、この44ページの4行目に書いてあることなのです。

ですから、別の部署ですけれども、療育と教育の連携ということで、療育センターの再建のプランとは非常に大事になってくると思います。これは私も委員になっていますので、ここを充実させるため、やはり教育との連携を図りましょうということをおっしゃっています。永井委員長 この後、具体的に再発防止策をとということで、事務局も苦労なさるのだと思うのですが、とても短絡的に考えると、やっぱり学校での苦痛の蓄積。これがつながったなんていう表現があると、学校はかなり構えると思うのです。毎日のように子どもたちはトラブルを起こしていますから。それがややもすると、日ごろの教育活動に、先ほど福田委員がおっしゃっていたように見張っているみたいな、そういう活動に繋がってしまうと、本来の教育活動が難しくなると思うのです。子どもは発達段階があって、毎日大暴れをして、配慮ができないのが子どもですから、もう言ってしまったり、やってしまったりするわけです。そういう中で子どもは成長するのだと思うのですが、あまりにその事象に過敏になってしまうと、本来の教育活動あるいは教育が委縮してしまうということもあると思います。

ただ、その対極にあるのは、やっぱり発達障害の理解がということです。

今回の件は、やっぱりやや特殊なことでしょうから、そのところは十分検証をして、先ほどから言葉が出ていますが、周囲の児童・生徒ですよ。その子どもたちにどう理解させるのかと思いますけれども、その病名のことも含めて、未発達な子どもの段階で、A君はこうだよみたいなことをどう説明できるのか。これは僕もとても難しい事だと思っています。

それから同様に、保護者の理解。この辺のことを、まず第一次的にすごくいい案が出るかどうか分かりませんが、少し検討して、研究していかないと、学校がさっき言った萎縮するのに直につながるかどうかわかりませんが、そういうことに将来つながる可能性があるかと思っています。

ですから、学校の活性化を我々望んでいるわけです。元気な大声を出して、にぎやかな声で、毎日の学校がそうあればいいと思いますけれども、そういうことがなくなってしまうととても悲しいことになりますので、その辺は再発防止策の中で、ぜひ重要項目の1つ

として、位置付けをしておいていただきたいと思います。

私がちょっと今長くなりましたけれども、委員の方、ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、また今回の件については、事務局だけでなく学校を含め、早急に具体的な対策を検討していただくよう、お願いしたいと思います。

それでは、冒頭申し上げましたとおり、次回、事務局で取りまとめた対策等について、審議をしたいと思います。

多分、短い期間でなかなかできにくいかと思いますが、当面とりあえず次回の会を目指して、事務局で素案というか、原案というか、提案していただければと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして臨時会を閉会といたします。

閉 会

午後 3 時 2 8 分 閉会